

了鳥取県公報

平成15年6月10日(火) 第7491号

毎週火·金曜日発行

次 目

告	示	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (373) (障害福祉課)	. 1
		家畜伝染病の発生 (374) (畜産課)	. 1
公	告	狩猟免許試験の実施 (森林保全課)	. 2
		狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施 (*)	. 3
		交通誘導警備に係る検定の実施 (警察本部生活安全企画課)	. 4
調達么	治	随意契約の相手方の決定 (市町村振興課)	. 6
		公募型指名競争入札の実施 (農政課)	. 6

4	_
	亦
	٧٦,

鳥取県告示第373号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定した ので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

		主たる事業所の	知的障害者居宅	知的障害者居宅支	知的障害者居宅	
名	称	所在地	支援事業を行う	援事業を行う事業	支援の種類	指定年月日
			事業所の名称	所の所在地		
社会福祉	止法人鳥	鳥取市立川町六	グループホーム	気高郡気高町大字	地域生活援助	平成15年6月1日
取県厚生事業団		丁目176	こしじがおか	上原528 - 17		

鳥取県告示第374号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した 旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年6月10日

鳥取県知事 片 山

2 平成15年6月10日 火曜日 鳥 取 県 公 報

第7491号

家畜伝染病	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発生年月日
の種類					
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡関金町大字明高1708 - 30	平成15年6月2日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。) 第41条の規定による 狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成15年6月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

実 施 期 日	時	間	場	所
平成15年7月16日 (水)	午前 9 時30分から	午後5時まで	鳥取市立川町六丁	≣176
			鳥取県東部総合事務	務所
			講堂ほか	
平成15年8月6日 (水)	午前 9 時30分から	午後5時まで	米子市糀町一丁目160	
			鳥取県西部総合事務	務所
			第12会議室ほか	
平成15年9月7日 (日)	午前 9 時30分から	午後5時まで	倉吉市東巌城町 2	
			鳥取県中部総合事務	務所
			第3会議室ほか	

注 受験申込みの時に受験希望月日を申し出ること。

3 試験

- (1) 科目
 - ア 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
 - イ 知識試験 (鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
 - ウ 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)
- (2) 時間

6 時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長又は日野総合事務所 農林局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現

に受けていない者にあっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

- 6 狩猟免許手数料及びその納付方法
- (1) 狩猟免許手数料 5,300円 (法第49条の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあっては、 4,000円)
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課 (電話0857 - 26 - 7304)、各地方農林振興局林業振興課又は 日野総合事務所農林局林業振興課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適正試験及び講習を次のとおり実施する。

平成15年6月10日

鳥取県知事 片 山 善博

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実 施 期 日	時 間	場所	対 象 者
平成15年8月5日 (火) か	午前9時から	鳥取市立川町六丁目176	鳥取市、岩美郡又は気
ら同月8日 (金) まで		鳥取県東部総合事務所講堂	高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実 施 期 日	時 間	場 所	対 象 者
平成15年7月14日 (月) か	午前9時から	八頭郡郡家町大字宮谷80	八頭郡に住所を有する
ら同月17日 (木) まで		郡家町中央公民館大集会室	者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実 施 期 日	時 間	場所	対 象 者
平成15年8月19日 (火) か	午前9時から	倉吉市東巌城町 2	倉吉市又は東伯郡に住
ら同月22日 (金) まで		鳥取県中部総合事務所講堂	所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実 施 期 日	時 間	場所	対 象 者
平成15年7月28日 (月) か	午前9時から	米子市糀町一丁目160	米子市、境港市又は西
ら同年8月1日 (金) まで		鳥取県西部総合事務所講堂	伯郡に住所を有する者

(5) 日野総合事務所農林局管内

実 施 期 日	時 間	場 所	対 象 者
平成15年7月22日 (火) か	午前9時から	日野郡日野町舟場107 - 1	日野郡に住所を有する
ら同月24日 (木) まで		日野町林業総合センター	者

3 講習

- (1) 科目
 - ア 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令
 - イ 鳥獣の判別
 - ウ 猟具の取扱い
- (2) 時間

3 時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力
- 5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長又は日野総合事 務所農林局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現 に受けていない者にあっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診 断書
- 6 申込期限

鳥取地方農林振興局管内平成15年7月29日 (火) まで八頭地方農林振興局管内平成15年7月7日 (月) まで倉吉地方農林振興局管内平成15年8月12日 (火) まで米子地方農林振興局管内平成15年7月22日 (火) まで日野総合事務所農林局管内平成15年7月15日 (火) まで

- 7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法
 - (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課 (電話0857 - 26 - 7304)、各地方農林振興局林業振興課又は 日野総合事務所農林局林業振興課に問い合わせること。

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第11条の2の規定に基づき、警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号) 第1条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成15年6月10日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 検定の種別及び級
 - 交通誘導警備 2級
- 2 実施日時
 - 平成15年9月20日 (土) 午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
 - 東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項。
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 5 受検資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものである
- (2) 警備業法第3条第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。
- (3) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項第2号又は第3号の規定により検定の合格を取り消された者にあっては、当該取消しの日から起算して3年を経過していること。
- 6 検定申請書の受付期間
 - 平成15年7月15日 (火) から同月31日 (木) まで
- 7 検定申請書の提出先
 - (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による検定申請書の提出は、認めない。

8 検定申請書の提出部数等

検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 履歴書及び住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)
- (2) 後見登記等に関する法律 (平成11年法律第152号) 第10条第1項に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び民法の一部を改正する法律 (平成11年法律第149号) 附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- (3) 警備業法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
- (4) 警備員検定規則第5条第1号及び第2号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- (6) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを証する書面 (所定の様式によること。)

9 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、22,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄には り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 10 その他
 - (1) 受験者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0857 23 0111) にすること。

調達公告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月10日

鳥取県知事 片 山 善博

1 調達件名及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業に係る設備の整備及び保守管理委託

一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 約 日 平成15年4月1日

4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

5 契 約 金 額 48,512,100円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項

第2号に該当

7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部市町村振興課名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年6月10日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 工事の概要
 - (1) 工事名 県営矢戸地区農業集落排水 (機械設備) 工事
 - (2) 工事場所 日野郡日南町霞
 - (3) 工事内容

本件工事は、日南町霞地内において農業集落排水処理施設の機械設備の製作及び設置を行うものである。

(4) 工事の構造等

ア構造

スクリーンユニット 1台

沈砂排出ポンプ 1台

流量調整ポンプ 2台

自動微細目スクリーン2台

水中かくはん機 1台

汚水計量槽 1基

ばっ気かくはん装置 2台

汚泥槽汚泥引抜ポンプ 3台

脱離液ポンプ 1台

散水ポンプ 1台

消毒器 1基

濃縮汚泥引抜ポンプ 1基

微生物脱臭装置 1台

イ 計画概要

連続流入間欠ばっ気方式 (JARUS XIV 96型)

計画処理人口 660人 (平均汚水量178㎡/日)

ウ 処理計画水質

設計放流水質 生物化学的酸素要求量 (BOD) $20mg / \ell$ 浮遊物質量 (SS) $50mg / \ell$

- (5) エ 期 平成15年7月から平成16年3月25日まで
- (6) 予定価格 82,803,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 管工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 県内に本店を有する者にあっては、平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。
- (4) 県外に本店を有する者にあっては、平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、管工事に係るものを有すること。
- (5) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月 30日までの間にあるものに限る。)の結果における管工事の総合評点が800点以上であること。
- (6) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第33条第3項の規定による届出を行っていること。
- (7) 平成15年6月10日(火)から同月24日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札 参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 平成15年4月1日(火)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (9) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している鉄筋コンクリート造又はコンクリートパネル造による浄化槽の機械設備の製作及び設置を行う工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の共同企業体の構成員として施工したものに限る。
- (10) 次に掲げる基準を満たすもので、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置す

ることができるものを有すること。

- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者として施工管理したものに限る。
- イ 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の検定に 合格した者であること。
- ウ 監理技術者にあっては、建設業法第27条第1項により実施される1級の管工事施工管理の検定に合格した者であり、かつ、管工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (11) 実地に監督できる浄化槽法第2条第10号に規定する浄化槽設備士を配置できること。なお、浄化槽設備士と主任技術者又は監理技術者とは兼ねることができる。
- 3 技術資料の作成及び提出
 - (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年6月10日 (火) から同月24日 (火) までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nourin/nyuusatujouhou/index.htm) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年6月10日 (火) から同月24日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係(鳥取県庁本庁舎4階) 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方農林振興局総務課(東部総合事務所内) 八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課(八頭総合事務所内) 倉吉市東巌城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課(中部総合事務所内) 米子市糀町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所農林局農林総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

- ア 提出期間及び時間
 - (1)のアに同じ。
- イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

- ウ 提出方法 持参すること。
- (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

- 4 その他
 - (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係 (電話番号0857 26 7255) とする。
 - (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
 - (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。 ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる ときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を 落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥 取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分 の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下 の額とすることがある。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本 件工事の施工期間中、2の(10)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(10)のイ及びウに掲げる基 準を満たす主任技術者又は監理技術者を技術者として専任で配置することを求めることがある。

10	平成15年6月10日	火曜日	鳥	収	罘	公	報	第7491号
l								
l								
l								
l								
l								
l								
1								
l								
1								
l								
1								
l								
1								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
l								
1								
l								
1								
l								
l								
ı								